

税務情報

2024 年度税制改正関連情報

1. 戦略分野国内生産促進税制

(1) 国税庁 – 「租税特別措置法関係通達（法人税編）の一部改正について」 （法令解釈通達）の趣旨説明の公表

国税庁は 3 月 25 日、2024 年度税制改正で創設された戦略分野国内生産促進税制に係る通達の趣旨説明を公表しました。

■ [令和 6 年 10 月 11 日付課法 2-26 ほか 1 課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）の一部改正について」（法令解釈通達）の趣旨説明](#)

この趣旨説明は 2024 年 10 月 18 日に公表された本税制の通達^(*)に係るもので、「通達 42 の 12 の 7-5（国内資産の内外判定等）」（税額控除限度額に係る税額控除の不適用措置における国内設備投資額要件の取扱いについて明らかにしている通達）について解説しています^(**)。

^(*) 「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」に基づく認定等が適用の前提とされる本税制及び中小企業事業再編投資損失準備金制度（特別事業再編計画に係る措置）に関する通達（本通達に関する情報は、2024 年 10 月 21 日発行の e-Tax News No.318 [「2024 年度税制改正関連情報」](#)（PDF 168KB）にてお知らせしています。）

^(**) 本趣旨説明には、中小企業事業再編投資損失準備金制度の「通達 56-1 の 2（特別事業再編のための措置として取得をした株式等の区分）」に係る解説も含まれています。

(2) 経済産業省 – 「戦略分野国内生産促進税制」のページの更新

3 月 25 日に発行した e-Tax News No.327 [「戦略分野国内生産促進税制に係る省令等の公布」](#)（PDF 182KB）では、同日の官報において本税制の執行に必要な事項を定める省令等の関連規定が公布されたこと及びこれに伴い経済産業省の [「戦略分野国内生産促進税制」](#) のページが順次更新される予定であることをお知らせしましたが、同日付で本ページが更新されました。

本ページには以下の内容が掲載されています。

- 概要
本税制の概要が図を交えて簡単に解説されています。
- 申請方法
「事業適応計画の認定申請書」及び「エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書」等が掲載されています。なお、原則、WEB申請で受付が行われており、申請フォームは現在準備中とのことです。
- 関連条文
- お問い合わせ先
相談内容に応じた連絡先（6つの担当課室）が掲載されています。

2. イノベーション拠点税制

(1) 経済産業省 – イノベーション拠点税制に係るガイドライン等の公表

2024年度税制改正では、研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた一定の知的財産から生ずる所得について、30%の所得控除を認める「イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）」^{(*)1}が創設され、2025年4月1日から2032年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用できることとされています。

経済産業省は2024年12月27日から1ヵ月間、本税制に関するガイドライン（案）等を意見公募手続に付していましたが^{(*)2}、2025年3月27日、寄せられた意見の一部を反映した以下のガイドラインを同省のイノベーション拠点税制に関する情報を集約した「[イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）について](#)」のページに公表しました。

■ [イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）ガイドライン](#) (PDF 2,365KB)

本税制の詳細を解説する全91ページのガイドラインで、以下の8つの章で構成されています。

- I. 制度の概要
- II. 対象知的財産
- III. 対象となる知的財産由来の所得
- IV. 自己創出比率
- V. 経産省による証明書の交付手続きについて
- VI. 参考様式
- VII. 関連法令
- VIII. 問合せ先

また、本税制の適用にあたっては、対象知的財産であることや、その知的財産に関連する研究開発の判別の確認・証明を経済産業大臣から受ける必要がありますが、その確認・証明の手続を規定する以下の省令や、その証明に係る基準、申請手続及び申請書様式等を定める以下の告示についても、2025年3月27日

の官報号外第 66 号において公布され、経済産業省の上記のページに掲載されました。

- [産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令](#) (PDF 155KB)
- [産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等](#) (PDF 125KB)

上記の省令及び告示は、2025 年 4 月 1 日から施行されます。

(*1) 「イノベーションボックス税制」の概要は、2023 年 12 月 21 日発行の Tax Newsletter [「2024 年度税制改正大綱」](#) (PDF 659KB) にてお知らせしています。

(*2) 意見公募手続に関する情報は、2025 年 1 月 7 日発行の e-Tax News No.325 [「経済産業省 - イノベーション拠点税制に係るガイドライン \(案\) 等に対する意見公募手続を開始」](#) (PDF 158KB) にてお知らせしています。

(2) イノベーション拠点税制に係る租税特別措置法施行規則の公布

イノベーション拠点税制に係る租税特別措置法及び租税特別措置法施行令は、それぞれ 2024 年 3 月 30 日及び 2024 年 6 月 21 日に公布されていますが (*), 租税特別措置法施行規則は未公布の状況が続いていました。

この未公布となっていた租税特別措置法施行規則が、2025 年 3 月 31 日の [官報特別号外第 8 号](#) において 2025 年度税制改正に係る省令とともに公布されました。

- [租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令](#) (第 21 条の 17 の 2)

この租税特別措置法施行規則についても 2025 年 4 月 1 日から施行されます。

(*) 租税特別措置法施行令の公布については、2024 年 6 月 24 日発行の e-Tax News No.308 [「2024 年度税制改正 - イノベーションボックス税制等に係る政令の公布」](#) (PDF 169KB) にてお知らせしています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.